

保健だより 11月号



令和2年11月10日
 渋川青翠高等学校 保健室

木々が美しく色づく季節となりました。紅葉は、最低気温が5～8℃まで急に下がると早く進むと言われていています。冬に近づいている証拠です。しっかり体調を整え、冬本番に備えましょう。また、1が2つ並び11月は「いい〇〇の日」という記念日が沢山あります。体や健康にまつわるものが多いので、是非、意識して生活しましょう。

- 11月 8日 いい歯の日
- 11月 9日 換気(いい空気)の日
- 11月10日 いいトイレの日
- 11月12日 いい皮膚の日

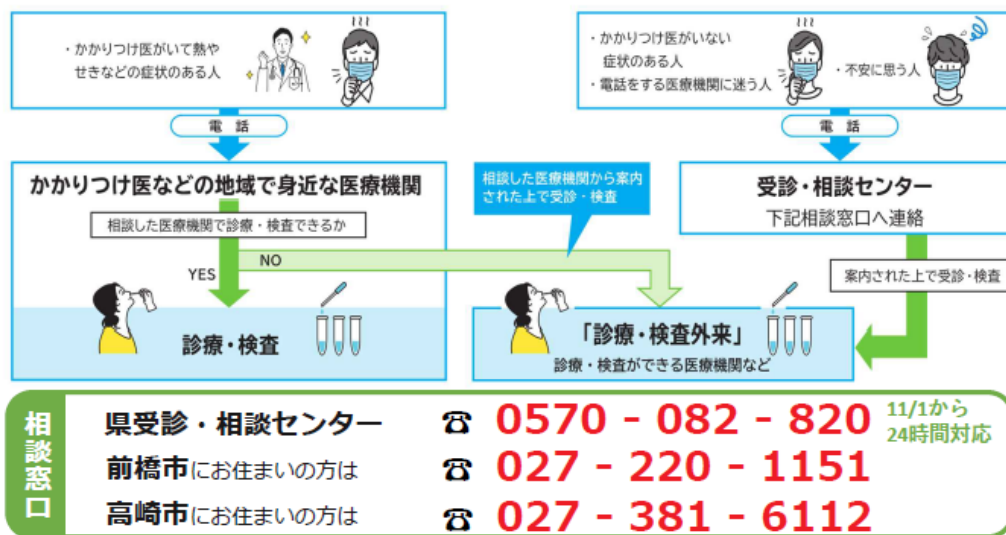


インフルエンザ流行期における相談体制の整備について

「群馬県受診・相談コールセンター」の設置されました

これから迎える季節性インフルエンザ流行期には、例年、多数の発熱患者が発生しています。特に今冬は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の区別が困難な状況になることが想定されています。このような事態に対応するため、県では、11月1日から、24時間体制の電話相談窓口「群馬県受診・相談コールセンター」が設置されました。発熱等の症状がある場合、かかりつけ医がいる方はかかりつけ医へ相談となりますが、かかりつけ医がいない方、又は、どこに受診したらよいか分からない等のご相談は、「群馬県受診・相談コールセンター」までお問い合わせください。

受診方法【受診の前にまずは電話を】



※この群馬県受診・相談コールセンターの設置に伴い、従前の「新型コロナウイルス感染症コールセンター」「帰国者・接触者相談センター」は 10月31日を以って廃止されましたのでご注意ください。

お知らせ 12/15(火)に予定されていた令和2年度集団献血事業については、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となりましたのでご了承ください。

「インフルエンザにおける療養報告書」について

県 10 月 15 日付文書「インフルエンザに係る治癒証明書の提出について」で連絡をしたとおり、インフルエンザに罹患し、出席停止となった児童生徒が登校再開する際には、新型コロナウイルス感染症対策のため、保護者記入の「インフルエンザにおける療養報告書」に変更となりました。療養報告書は、**発症から5日以上経過したインフルエンザのみ**対応し、流行性耳下腺炎や咽頭結膜熱、流行性角結膜炎等の学校感染症や、**医師の指示により、発症から5日を経過せずに登校が可能になったインフルエンザ**については、従来の「治癒証明書」が必要となりますのでご注意ください。

見本

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）
※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日： ____ 月 ____ 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： ____ 月 ____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 保護者氏名 _____ 印

1と2の二つが満たされていない場合、登校再開はできません。

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで」

※ 「発症した後 5 日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 5 日を経過した日となります。

※ 「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」とは、解熱した日を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8 日目			
例 1	発症から 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱		登校可能								
例 2	発症から 2 日目に解熱した場合	発熱		解熱									
例 3	発症から 3 日目に解熱した場合	発熱									解熱		
例 4	発症から 4 日目に解熱した場合	発熱									解熱		
例 5	発症から 5 日目に解熱した場合	発熱									解熱		

※ 「発症した後 5 日」、「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。

「インフルエンザにおける療養報告書」及び「治癒証明書が必要な場合は、学校に連絡後、本校にお越しただくか、本校ホームページからダウンロードしていただくのどちらかになります。」

